大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対し、同法第８条第１項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第８条第３項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和８年７月21日

長崎県知事　平田　研

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

長崎スタジアムシティ

長崎県長崎市幸町86番地２、105番地１の一部、茂里町８番１

２　届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

３　意見書の概要

(1)　意見書を提出した者

長崎市長　鈴木　史朗

(2)　意見書の内容

意見なし

４　関係書類の縦覧

(1)　縦覧期間

公告の日から１月間

(2)　縦覧場所

県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課